

小西洋之君 民進党・新緑風会の小西洋でございます。

今日の議題であります防衛省設置法でございますけれども、実は、委員の先生方御承知のように、陸海空の自衛隊員はその隊員の数をたった一人でも動かす場合にこの法律の議決が必要でございます。その組織の人数を法律で定めている、そうした軍事的組織は世界にはもちろんございません、また日本の行政組織の中でもございません。究極のシビリアンコントロールです。平和憲法に基づくと、戦前の軍部の独走などの武断政治の反省を踏まえて、自衛隊員の陸海空の数を法律で規律するという究極のシビリアンコントロール、それがこの度、日報の隠蔽事件によって根底から崩されているのではないか、そうした文脈で質問をさせていただきます。

先ほどの小野寺大臣の答弁を聞いておりますと、まるで自分が指示をした、自分がシベリアンコントロールの下にしっかりと自衛隊を指揮できているというようなことをおっしゃっているように聞こえますが、大臣、昨年、この防衛省の特別監察の報告書が出されました。この中で、陸自にあった南スーダンの日報の存在をこの報告書によれば大臣に明確に報告していなかったと。そうしたことが自衛隊法違反とされており、

こうした隠蔽行為、陸自のその日報の南スーダンの隠蔽行為というのは、シベリアンコントロール、大臣に対するシベリアンコントロールを裏切り、国会に対するシベリアンコントロールを裏切った、そうした許されない違法行為だという認識はございますか。

国務大臣（小野寺五典君） 今回の一連の日報問題というのは、これは、私ども……（発言する者あり）昨年のですか。

今回私ども対応している内容というのは、昨年の南スーダンの日報事案の反省を踏まえて今回対応させていただいているということであり、

小西洋之君 全く答えていません。

昨年、特別監察の報告書において、稲田大臣に陸自の南スーダンの日報の存在を明確に報告しなかったと書かれてある、それが違法であると、自衛隊法違反。これは、大臣に対するシベリアンコ

ントロール、そして国会に対するシベリアンコントロールを欺く違法行為だという認識はありますか。イエスかノーかだけで答えてください。

国務大臣（小野寺五典君） これは、国会も含めてそのような疑いがあるということ、特別防衛監察を行い、そして、特別防衛監察の中でこの内容が明らかになったものだと私は思っております。（発言する者あり）

委員長（三宅伸吾君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

委員長（三宅伸吾君） 速記を起こしてください。もう一度質問をお願いしますか。

小西洋之君 二度目の質問です。

昨年の特別監察の報告書において、稲田大臣に陸自日報の存在を隠蔽していたという旨が指摘されています。これは大臣と国会に対するシベリアンコントロールを欺く違法行為だという認識はございますか。欺く行為だという認識はありますか。なぜ答えられないんですか、こんなことが。

政府参考人（高橋憲一君） お答えいたします。

前回の防衛大臣への御報告の件の問題でございますが、防衛大臣への報告に對しまして、一か月を要し、かつ陸幕運用・情報部長からの陸自に個人データとして日報が存在すると説明を受けた際、陸自の日報の状況について確認をせず、正確に把

握できなかったため、事実関係と異なる対外説明資料を作成する等、防衛省として適切な対応を取れなかったことから、これらの行為は職務遂行の義務、自衛隊法五十六条違反に該当し、不適切であると、そういう評価がされてございます。

小西洋之君 シベリアンコントロール違反かと三度問うて答えられずに、政府参考人から全く答えない答弁をさせると。もうこれは委員会でもうこの問題ばかりやっていたらこれだけで終わりますので、委員会への提出要求をお願いいたします。先ほどからの私の質問事項がシベリアンコントロールに違反しないかどうか、政府の見解を委員会に提出するようにお願いいたします。

委員長（三宅伸吾君） ただいまの件につきましては、後刻理事会において協議をいたします。

小西洋之君 小野寺大臣のシベリアンコントロールの理解が全くないということがよく分かりました。同じ質問を三度させていただきます。

今般の隠蔽事件ですけれども、私は二つの側面において、まさに大臣のシベリアンコントロールを欺き、そして国会のシベリアンコントロールを欺く空前絶後の暴挙だというふうに私は考えます。

一つのフェーズは、昨日大臣が公表した、昨年の二月二十七日にイラク日報の存在を研究本部で分かつていたのに、それを昨年、稲田大臣にも報告せず、そして今般、四月二日の大臣の発表まで、

公表まで小野寺大臣にも公表しなかったという事実であります。

もう一つは、その研究本部で、今年の一月の十二日にそのイラク日報の存在を把握し、内部の陸幕の総務課の方に報告をしていたのに、その一月十二日からまさに二か月半以上、三月の三十一日まで小野寺大臣に報告をされず、その間、大臣を欺き、そして衆参の予算委員会があつたわけですが、それでも、国会を欺いていた、その二つの私はシベリアンコントロールの違反があると思います。

それについて、大臣、両方のシベリアンコントロールの違反があるという認識はありますでしょうか。大臣です。

国務大臣（小野寺五典君） まず、委員が今二月二十七とおっしゃいました。今回、研究本部におけるイラクの日報の確認時期が昨年の三月二十七ということでありました。そして、私どもとしては、この問題について大変重要だと思っております。

少なくとも、先ほど来お話をさせていただいておりますが、今回の事案というのは、南スーダンのPKO日報問題の情報公開・管理、これを、先ほど委員から御指摘がありました、重大な問題と考え、そしてこの日報を含む定時報告を統幕の監部参事官において一元管理をするという、その過程で日報の一部が分かった。そして、ただ、そ

の日報の一部が分かった過程の中で、どうしてもなぜ昨年二月から三月、研究本部で分からなかったのかというのを再度私の方から探すように指示をして、今回の内容が判明したということであり

ます。

今委員が、一月十二日という件がありました。一月十二日からの経緯については少し事務方から説明をさせます。

小西洋之君 大臣に伺います。

昨年この特別監察の内容、防衛省の事務方にも確認しましたがけれども、稲田大臣に陸自の南スーダン日報の存在について、五回ですね、あつ、失礼しました、稲田大臣に対して、南スーダンの日報というのは統幕の日報と陸自の日報の二つがあつたわけですけれども、陸自の日報の存在を隠蔽していたわけですけれども、統幕の日報について稲田大臣に五回直接事務方が説明しています。

その五回の全ての機会において、既に知っていた陸自の日報の存在を大臣に報告していないというふうにされています。それがこの監察の中身です、内容です。

にもかかわらず、大臣がこの度、三月の三十一日にイラク日報の存在を説明を受けたときに、自衛隊そして防衛省が大臣に、昨年の三月の二十七日に既に存在が、イラクの日報の存在を研究本部で知っていたと、発見していたと、そのことを報

告しなかった。昨年、五回にわたって稲田大臣にその日報の存在を隠蔽した防衛省・自衛隊が、また三月の三十一日に大臣に対して一言もその存在を言わなかった。これは、防衛省・自衛隊の大臣に対する、シベリアンコントロール、それを欺く行為だという認識はございますか。

国務大臣（小野寺五典君） まず、特別防衛監察のことを踏まえて、私も今回、統幕、幕僚監部参事官において一元管理をする過程で今回の日報の一部の発見が分かったと、それが今おっしゃった三月三十一日に私のところに報告がありました。そして、私自身、なぜ昨年の二月、三月の時点でこのことが分からなかったのかということ、再度しっかり調べるようにということ、指示をした中で、昨年三月二十七日に研究本部においてイラクの日報が実は確認されていたのにそれを上げてこなかったという事実が判明したので、昨日私が公表したということでもあります。（発言する者あり）

委員長（三宅伸吾君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

委員長（三宅伸吾君） 速記を起こしてください。

政府参考人（高橋憲一君） 昨年の三月二十七日の、至る経緯でございますけれども、まず研究本部にいわゆるそのイラクの日報があるかどうか

つきましては、特別防衛監察の過程の中で分かったということでございます。

ただし、イラクの日報につきまして上層部に上げたかどうかについては、現在、大野政務官をチーム長とする調査チームでその真偽を図るようになってございまして、小野寺防衛大臣にいわゆるその研究本部でイラクの日報を初めて御説明したのは三月三十一日、それから小野寺防衛大臣から、なぜ昨年、研究本部にイラクの日報があるはずなのに、なぜないという報告が出たのかということに改めて調査の御指示をいただきまして、四月四日の朝、大臣に対しまして、研究本部がイラクの日報を知っていたという事実を報告をさせていただきました。

以上でございます。

小西洋之君 最強の実力組織の自衛隊のコンプライアンス違反、国会やあるいは大臣に対する隠蔽疑惑を聞かれて大臣がシビリアンコントロールに関する見識を答弁できずに、何で政府参考人に答弁させるんですか。そんな大臣だったら即刻辞職すべきだと私は思いますよ。

時間がないので次の質問に行きます。

大臣は、一月の十二日、今年ですね、一月の十二日に研究本部がイラクの日報を発見したというふうに自衛隊部局の中で報告しています。ところが、大臣まで上がったのは今年の三月の三十一

日です。その間の、例えば三月の十二日、先生方のお手元、資料ページでございますけれども、三月の十二日、まさに財務省が改ざん文書を公表した日です。公表した日に小野寺大臣は省内の幹部に対して、財務省の件が国民からの批判を受けているが、昨年は日報問題で防衛省・自衛隊が批判を受けた。今回の関連で、防衛省はその後どうしたのかと見られることもある。改めて情報公開、文書管理、情報保全を徹底してほしいという指示をしています。まさに日報の存在、イラク日報の存在を防衛省・自衛隊の事務方、知っていたのにもかかわらず大臣に報告していなかった時期に、大臣が文書管理、情報公開、情報保全、当然国会や国民に対する説明責任も含まれると思えますけれども、徹底すると指示を行っています。

大臣、ばかにされていると思いませんか。自衛隊や防衛省の職員に、彼らは知っていた日報の存在を秘匿されたまま、自分が彼らに国会などに対して情報公開を徹底しろという指示を三月の十二日にわざわざやっている。小野寺大臣のシビリアンコントロールは全く機能していない。小野寺大臣は即刻辞任すべきだという考えはございませんか。

国務大臣（小野寺五典君） まず、御指摘の定例幹部会議におきまして、私が、森友学園の文書の書換えが問題となっているということ、昨年は

自衛隊の日報の問題があったということで、防衛省・自衛隊、しっかり情報公開、行政文書管理、情報保全を徹底してほしいと、そのようなことを幹部に指示をいたしました。

そして、今委員が御指摘になったように、この時点で、中でその文書があるということが確認をされ、そして、どのような形で情報収集をするかということで作業をしていたというふうに私の方には報告がありました。ただ、少なくともまず一報があつて、このようなことがあつたと私に知らせるべきことが当然だと思っておりますので、この点に対しては私も大変遺憾だと思っております。

そして、その反省も踏まえて、今回、三月三十一日に私に報告があつたときに、その報告だけではうのみにせず、本当にないのかと、昨年二月から三月のときの、あのときの調査はどうだったのかということ再度確認させた中で、昨日であります。昨年三月二十七日にイラクの日報が実は研究本部にあり、そのことを認識していた者がいるということが分かったので公表し、そしてその認識していた者がどの範囲なのか、当然これは稲田大臣からの指示があつて、イラクの日報を調べなければいけない、そのような指示が出ていたにもかかわらず、知っていたのにそれを報告をしなかったということ、これは私ども厳正に対応する

必要があると思っています。

そして、その範囲がどこまでだったのか、どう
いう経緯だったのかというのを令、大野大臣政務
官を中心に調べてもらい、そして厳正に対応して
いきたいと思っております。

小西洋之君 いや、昨年、南スーダンの日報の
隠蔽事件があったにもかかわらず、大臣に二か月
半以上その日報の存在を知らせない、そのこと自
体がまさに昨年に続くシベリアンコントロールの
違反なんですよ。全く何の、再発防止策というこ
とを言っていますけど、何の再発防止策にもなっ
ていないわけです。

重ねて聞きますが、一月の十二日に研究本部が
日報の存在を報告し、大臣に上がったのは今年の
三月三十一日です。その間、防衛省の幹部の皆さ
んがなぜ大臣に報告をしなかったのか。大臣にこ
れ通告しています。お答えいただきたいんですけ
れども、統合幕僚監部の総括官、そして官房長、
事務次官、統合幕僚長、陸上幕僚長がイラク日報
の存在を知ったのはいつですか。そして、彼らの
誰が大臣に今は上げるべきでないという決断、指
示をしたのでしょうか。小野寺大臣、答えてくだ
さい。お願いいたします。通告しています。小野
寺大臣に求めています。事務方、答弁しないでく
ださい。質問権の妨害だ。

政府参考人（鈴木敦夫君） 事務的な手続でこ

ざいます、流れてございますので、事務方から御
説明させていただきます。

お話がございました本件につきましては、昨年
の夏以来、全国の部隊を対象にいたしまして、日
報を含む様々な定時報告、これの保有状況を確認
していたと。その中で、その一環として陸自研究
本部から陸幕の総務課の方に一月十二日にこの全
体の確認作業が結果報告がされた。そして、そ
うした様々なものを含めて、二月二十七日に陸幕
総務課、陸上自衛隊全体の文書の保有状況を統幕
参事官付きに話がありました。その中で、それ
を踏まえまして、イラクの日報が含まれているこ
とを確認しました。

そして、その中で、私の方には三月五日に統合
幕僚監部参事官付きから、そして官房長には三月
二十九日に統合幕僚監部参事官付きから、事務次
官につきましては三月三十日、官房の文書課から、
そして統合幕僚長及び陸幕長については三月三十
日にそれぞれ統幕参事官付き、そして陸上幕僚監
部から実施された。で、翌日三月三十一日に大
臣に御報告したという次第でございます。

小西洋之君 今の答弁だと、官房長や統幕長な
どは二十九日、三十日以降ということですけど、
じゃ、その間は、今答弁いただいたのがまさに総
括官、鈴木さんなんですけど、鈴木総括官の判断
で、大臣にイラク日報の存在を知らせないという

判断は鈴木総括官がしたんですか。鈴木総括官に
伺います。

政府参考人（鈴木敦夫君） 私どもといたしま
して、このイラクの日報が確認をされたというこ
とがございます。

こつした中で、様々な、まさに全体として一万
四千ページに及ぶ、分量に及ぶ文書でございます
ので、そつしたものの状況、欠損の状況ですとか
それからどこに存在していたのか、当初の段階で
は陸上自衛隊にあったということは分かりますけ
れども、それ以上の中身は分かりませんでした、
そつしたものを確認していた。それから、様々そ
のほかの航空自衛隊等にも日報等は存在しました
ので、そつしたものを確認している中で、そつし
た大臣の御説明に足りるような材料を集めるため
それをもつてして大臣に御説明の三月三十一日に
至ったというところでございます。（発言する者
あり）

委員長（三宅伸吾君） 速記を止めてください。
〔速記中止〕

委員長（三宅伸吾君） 速記を起こしてくださ
い。

鈴木総括官、続いて答弁を願います。

政府参考人（鈴木敦夫君） 三月五日に私は本
件について承知をいたしました。そして、先ほど
申し上げたような様々な文書の確認等を行う一方

官房文書課の方にも一報を入れまして、様々な、つまり国会との関係で過去の国会議員からの資料要求、国会での答弁並びに情報公開請求の対応状況、こうしたものを可能な限り確認し、大臣への御報告の際に際して事務方として必要な作業を行っていたということでございます。こちらにつきましては、結果として時間が掛かってしまったことについては非常に厳しい御指摘がございましたけれども、重く受け止めております。

小西洋之君 今の答弁は全く明確じゃないんです。

小野寺大臣に伺います。
今日の外防委員会で、御自身がおっしゃったように自分のシベリアンコントロールは利いているということをちゃんと証明していただかなければいけません。私のさつきからの質問は、全く利いていないことの証明でありますけれども、小野寺大臣に伺います。

一月の十二日にイラク日報の発見があつてから小野寺大臣に報告された三月の三十一日までこの件を大臣に報告しなくていいという判断をしていたその判断権者の名前、そして判断をされた日時を今言ってください。

国務大臣（小野寺五典君） ちょっと質問の意図が分かりません。

小西洋之君 一月十二日から三月の三十一日まで

でイラク日報の存在を大臣に上げなくていいと判断した防衛省・自衛隊の責任者、そして、その責任者の名前ですね、その責任者がそういう判断をした日時、タイミングというものを大臣は把握してこの外交防衛委員会に臨まれていますか。
把握していないんだつたらシベリアンコントロールが何もないということでも即刻辞職すべきだと思いますが、その見解についても含めて答弁をお願いいたします。

国務大臣（小野寺五典君） 大臣に上げなくていいという判断をした者というのは、ちょっと私どういふ意図が分かりませんが、少なくとも事務方から、私もなぜこれだけ報告が遅いのかということとは問いただした中で、様々な準備をしていた、確認をしていたということがありますが、丁寧さは確かに考えていたんだと思いますが、少なくともイラクの日報があつたということを確認した段階で第一報を私に入れるべきだと、これは大変遺憾だと私は思っております。

小西洋之君 ちょっと質問できませんけど、三ページですね、三月の二十三日に安倍総理が閣僚懇で小野寺大臣に対してこう言っているんですね、全ての政府職員は原点に立ち返り、国民の信頼回復に対して肝を銘じ。全ての職員です、防衛省や自衛隊員の職員も含まれます。にもかかわらず、大臣の説明だと彼らが大臣に報告しなかった。安

倍内閣のそのものが、私は、安倍内閣の指示を大臣が聞いていないことになるし、大臣自身がシベリアンコントロール利いていないということ、安倍内閣の体質そのものである、この隠蔽体質は安倍内閣の総辞職、そして大臣も即刻私は辞職されるべきだといふふうに考えます。

終わります。